

島根県教育大綱 骨子（案）

- I 大綱の位置付け
- II 計画期間
- III 基本理念
- IV 基本方針に盛り込む項目
 - 1 ふるさと島根の未来を創る教育
 - 2 個の特性を活かし伸ばす教育
 - 3 多様な価値を理解し共に歩む教育
 - 4 学ぶことの楽しさが生涯続く教育

I 大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、島根県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

II 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

III 基本理念

日本や世界を見渡す広い視野と島根への愛着と誇りを持ち、世界や日本と自分との関係や生まれ育った地域と自分との関係を意識しながら、夢や希望の実現に向かって意欲的に進むとともに、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を育むことが大切です。

次世代を担う人を育むうえで、教育の果たす役割は非常に大きく、豊かな自然、文化・歴史、温かい地域社会などの優れた環境も生かして、学校・家庭・地域・企業等が連携・協働し、ふるさと教育や島根らしい魅力ある教育に取り組む必要があります。

自分たちが生まれ育った地域について子どもの頃から学び、島根の未来を考え、島根での将来の自分の役割に思いを馳せることは、社会人として自立していく上でも重要です。将来の島根を支える人づくり、島根で育ち学んだ自信を胸に、夢や希望を実現できる人づくりに取り組んでいきます。

こうした考えのもと、知事部局と教育委員会が島根創生も見据えた教育の振興と人材の育成に関し意志の疎通を図り、それぞれの役割と責任に応じ施策に取り組んでいきます。

IV 基本方針に盛り込む項目

1 ふるさと島根の未来を創る教育

(1) 学校と地域の協働による人づくり

学校・家庭・地域が一体となって、島根の子どもたち一人ひとりに、地域に愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育みます。

(2) 高等教育の推進

県内高等教育機関、県内企業などと連携し、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図り、地域社会に貢献する優れた人材を輩出します。

(3) 地域を担う人づくり

人づくりの拠点となる公民館や県内の高等教育機関等と連携し、地域づくりに主体的に参画する人づくりを推進します。

(4) 文化財の保存・継承と活用

全国に誇る島根固有の歴史・文化についての保存・継承と、調査研究を進め、その魅力を県内外に積極的に発信し、歴史・文化を通じた人々の交流を促します。

2 個の特性を活かし伸ばす教育

(1) 発達の段階に応じた教育の振興

保幼小中高で連携を図りながら、確かな学力や基本的な生活習慣を身に付け、豊かな心と健やかな体を育み、自らの未来に向けて挑戦し、社会に貢献する子どもたちを育てます。

(2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進

学校・家庭・地域が連携協力して、ふるさと教育や地域課題解決型学習に取り組み、ふるさとに愛着と誇りを持ち、感性豊かで主体的に学び続ける子どもを育みます。

(3) 学びを支える教育環境の整備

児童生徒の学びを支え、安心して学校生活を送れるよう、教育的環境の形成と安全確保に努めます。

3 多様な価値を理解し共に歩む教育

(1) 人権の尊重

県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、偏見や差別のない住みよい社会をつくりま

(2) 青少年の健全な育成

青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長できる社会をつくりま

(3) 子育て支援の充実

次の世代が健やかに育っていくために、若い世代が安心して子育てできるよう、子どもの育ちや子育てを社会全体で支える地域づくりを進めま

(4) 障がい者の自立支援

障がいのある人が、住みたい地域で自立した生活を営むことができる社会をつくりま

(5) 国際交流と多文化共生の推進

外国人との相互理解を深め、多文化が共生し、グローバル化の進む社会で活動する人材が育つ地域をつくりま

4 学ぶことの楽しさが生涯続く教育

(1) 社会教育の推進

県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組み、その成果を社会生活で生かすことができるような社会をつくりま

(2) 地域で活躍する人づくり

県民が、スポーツ・文化芸術活動や、NPO、ボランティアなどの社会貢献活動に参加しやすい環境づくりを通して、地域で活躍する人づくりを推進しま

(3) 文化芸術の振興

広く県民が文化・芸術を鑑賞し、参加し、創造しながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域をつくりま